



2024年2月19日

各位

会社名株式会社社長 栄  
代表者名代表取締役 長 田 修  
(コード番号：2993 東証スタンダード市場)  
問合せ先 上席執行役員統括本部長 田中 直樹  
(TEL. 075-343-1600)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 処分の概要

(1) 払込期日	2024年3月12日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 35,800株
(3) 処分価額	1株につき2,150円
(4) 処分総額	76,970,000円
(5) 処分予定先	当社の執行役員 7名 7,300株 当社の従業員 65名 26,100株 当社子会社の従業員 4名 2,400株

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2023年11月20日開催の当社取締役会において、当社及び当社子会社の従業員が、当社業績や株価への意識付けを強めると共に、株主の皆様とより一層の価値を共有することによってモチベーションを高め、当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の一部内容拡充することを決議いたしました。

本日、当社取締役会により、当社の執行役員及び従業員に対する2024年3月12日～2024年12月31日及び2024年3月12日～2028年12月31日に係る譲渡制限付株式報酬並びに当社子会社の従業員に対する2024年3月12日～2028年12月31日に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の執行役員7名、従業員65名及び当社子会社の従業員4名（以下、総称して「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計76,970,000円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式35,800株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社及び当社子会社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案のうえ、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、本制度における譲渡制限付株式は2種類あり、2024年3月12日～2024年12月31日に係る譲渡制限付株式報酬としての譲渡制限付株式（以下、「譲渡制限付株式Ⅰ」という。）と2024年3月12日～2028年12月31日に係る譲渡制限付株式報酬としての譲渡制限付株式（以下、「譲渡制限付株式Ⅱ」という。）で構成されます。

#### 3. 割当契約の概要

##### ① 譲渡制限期間

下記に定める譲渡制限期間において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限

付株式Ⅰ（以下、「本割当株式Ⅰ」という。）又は譲渡制限付株式Ⅱ（以下、「本割当株式Ⅱ」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

i. 譲渡制限付株式Ⅰ

2024年3月12日～2024年12月31日（以下、「本譲渡制限期間Ⅰ」という。）

ii. 譲渡制限付株式Ⅱ

2024年3月12日～2028年12月31日（以下、「本譲渡制限期間Ⅱ」という。）

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間Ⅰ又はⅡが満了する前に当社及び当社子会社の執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、それぞれ本割当株式Ⅰ又はⅡを、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式Ⅰ又はⅡのうち、本譲渡制限期間Ⅰ又はⅡが満了した時点（以下、本譲渡制限期間Ⅰが満了した時点「期間満了時点Ⅰ」、本譲渡制限期間Ⅱが満了した時点「期間満了時点Ⅱ」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点Ⅰ又はⅡのそれぞれの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間Ⅰ又はⅡ中、継続して、当社又は当社子会社の執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅰ又はⅡをもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式Ⅰ又はⅡの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅰ又はⅡが満了する前に当社及び当社子会社の執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2024年3月から割当対象者が当社及び当社子会社の執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を、譲渡制限付株式Ⅰの場合は10で、譲渡制限付株式Ⅱの場合は58で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式Ⅰ又はⅡの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅰ又はⅡにつき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式Ⅰ及びⅡのそれぞれについて記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式Ⅰ及びⅡを当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間Ⅰ又はⅡ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、2024年3月から当該承認の日を含む月までの月数を、譲渡制限付株式Ⅰの場合は10で、譲渡制限付株式Ⅱの場合は58で除した数に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式Ⅰ又はⅡの数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式Ⅰ又はⅡにつき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰ又はⅡの全部を当然に無償で取得するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2024年2月16日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,150円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上